

# 開 発 指 導 要 綱

大和高田市



## 目 次

### 大和高田市開発指導要綱

第1章 総則	1
第1条 目的	1
第2条 定義	1
第3条 適用範囲	2
第2章 事前協議及び住民公開	3
第4条 事前協議	3
第5条 住民に対する協議及び計画公開	3
第3章 開発指導	4
第1節 開発指導の基本方針	4
第6条 均衡ある市街地の形成	4
第7条 埋蔵文化財の保護	4
第8条 交通安全等対策	4
第9条 街区の構成	4
第10条 法定外公共物の適正管理	5
第2節 公共施設	5
第11条 道路	5
第12条 公園及び緑地	6
第13条 雨水の排水施設等	7
第14条 汚水の排水施設	8
第15条 給水施設	8
第16条 消防水利施設	8
第3節 公益施設	9
第17条 公益施設の設置	9
第18条 ごみ集積施設	9
第19条 集会室	9
第20条 駐車施設及び駐輪施設	9
第4章 補則	10
第21条 公共施設及び公益施設の帰属と管理	10

第22条	開発事業の変更又は廃止	11
第23条	事前協議の省略	11
様式第1号	開発事業事前協議申請書	13
様式第2号	開発事業協議報告書	14
様式第3号	開発事業に伴う公共公益施設の帰属及び管理に関する協定書	15—17
様式第4号	公共公益施設の管理引継書	18
様式第5号	開発事業変更届	19
様式第6号	開発事業廃止届	20
別	図 大和高田市型マンホール蓋	21

# ○大和高田市開発指導要綱

平成14年2月26日 告示第20号

改正 平成16年8月 2日 告示第81号

改正 平成17年7月12日 告示第83号

改正 平成17年9月21日 告示第117号

改正 平成20年1月31日 告示第5号

改正 平成23年9月30日 告示第99号の2

改正 平成26年1月23日 告示第6号

改正 平成27年3月 4日 告示第25号

改正 平成29年3月31日 告示第46号

改正 平成30年10月1日 告示第108号

改正 令和 8年 2月1日 告示第11号

## 目次

第1章 総則（第1条～第3条）

第2章 事前協議及び住民公開（第4条・第5条）

第3章 開発指導

　第1節 開発指導の基本方針（第6条～第10条）

　第2節 公共施設（第11条～第16条）

　第3節 公益施設（第17条～第20条）

第4章 補則（第21条～第23条）

附 則

第1章 総則

（目的）

第1条 この告示は、本市で行われる開発事業について、関係法令に定めるもののはか一定の基準を定めることにより、開発事業者の理解と積極的な協力を求め、市民にとって安全で快適な生活環境を整備し、住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 開発行為 都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）  
第4条第12項に規定する行為をいう。
- (2) 道路位置指定 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する行為をいう。
- (3) 建築物 建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。
- (4) 開発事業 次条第1項各号に掲げる行為をいう。
- (5) 開発事業者 開発事業を行う者をいう。
- (6) 開発区域 開発事業を行う土地の区域をいう。
- (7) 公共施設 道路、公園及び緑地、排水施設、雨水流出抑制施設、消防施設、給水施設、公共下水道施設その他公共の用に供する施設をいう。
- (8) 公益施設 教育施設、福祉施設、保健施設、集会施設、商業施設（駐車・駐輪施設を含む。）その他公益上必要な施設をいう。
- (9) 集合住宅 共同住宅、寄宿舎、下宿、長屋住宅その他これらに類する建築物をいう。
- (10) 雨水流出し抑制施設 次のいずれかに該当する施設をいう。
  - ア 雨水貯留施設
  - イ 雨水浸透施設

（適用範囲）

第3条 この告示は、市の区域内において行われる次に掲げる行為について適用する。

- (1) 法第29条第1項の許可を必要とする開発行為
- (2) 道路位置指定を受けようとする行為
- (3) 建築物の建築行為であって、次のいずれかに該当するもの
  - ア 開発区域の面積が500平方メートル以上の集合住宅
  - イ 開発区域の面積が1,000平方メートル以上のもの
- (4) 各種開発事業を実施する場合の事前協議に関する奈良県の基準又は大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）の運用手続を定めた奈良県の基準が適用される事業

- (5) 奈良県の開発（建築）行為事前協議制度の対象となる事業のうち、市長が事前協議を必要と認めるもの
- 2 同一事業者又は市において当該事業者と密接な関係にあるとみなされる事業者が、開発区域に隣接した区域で、開発区域と一体的に利用される土地がある場合又は開発事業の完了後2年以内にさらに開発事業を行おうとする場合は、その区域全てを一団の開発区域としてこの告示を適用する。
- 3 前2項の規定にかかわらず、自己の居住の用に供する戸建住宅の建築のために行う開発事業については、この告示の規定を適用しない。

## 第2章 事前協議及び住民公開

### （事前協議）

- 第4条 開発事業者は、開発事業を行おうとする場合、関係法令に基づく手続を行う前に、市長に申し出て当該開発事業に必要な事前協議を行うものとする。
- 2 前項の事前協議の手順は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 開発事業者は、開発事業事前協議申請書（様式第1号）に必要な書類を添え、市長に提出する。
- (2) 開発事業者は、第6条から第21条までに定める事項に関して市担当課及び関係機関と協議し、協議が整った場合は、開発事業協議報告書（様式第2号）を市長に提出する。
- (3) 市長は、前号の開発事業協議報告書の提出があった場合は、開発事業者と協議書を締結する。
- 3 前2項の事前協議は、法第32条第1項及び第2項に規定する公共施設の管理者との協議を兼ねるものとする。
- 4 事前協議の申請をした開発事業者が事前協議に係る手続を1年以上中断したと市長が認める場合、市長は開発事業者に事前協議を継続する意思を確認し、書面による継続の意思表示がないものについては、当該事前協議の申請を取り下げたものとみなすことができる。
- （住民に対する協議及び計画公開）

第5条 開発事業者は、前条の事前協議の後、開発事業を着手する前に、地元

自治会及び周辺の利害関係者（以下「地域住民等」という。）と誠意をもつて協議し、当該開発事業の計画を地域に即した方法により公開するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第1項第3号の建築行為のうち、建築物の高さが10mを超えるものの開発事業に係る計画の協議及び事前公開については、中高層建築物建設事業計画の事前公開及び協議に係る要綱（平成14年告示第21号）により行うものとする。

### 第3章 開発指導

#### 第1節 開発指導の基本方針

##### （均衡ある市街地の形成）

第6条 開発事業の実施に当たっては、本市の基本構想をはじめとする計画に沿い、用途地域その他地域地区に関して定められた都市計画に適合したもので、周辺の環境との調和及び整備改善を図り、大気汚染、水質汚濁、土壤汚染等の公害の未然防止、交通の安全確保、災害の発生防止その他均衡ある市街地の形成に配慮し、その対策を講ずるものとする。

2 開発事業者は、開発事業に関する計画の策定に当たっては、事前に開発区域及びその周辺の調査を行い、関係法令及び市長が別に定める基準に適合させるとともに、奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成7年奈良県条例第30号）の規定を遵守するものとする。

3 開発事業者は、奈良県屋外広告物条例（昭和35年奈良県条例第17号）に規定する屋外広告物を掲出するときは、大和高田市奈良県屋外広告物条例施行規則（平成14年規則第19号）により市長の許可を受けなければならない。  
（埋蔵文化財の保護）

第7条 開発事業者は、埋蔵文化財の保護のため、大和高田市教育委員会の指示に従い、必要な措置を講ずるものとする。

##### （交通安全等対策）

第8条 開発事業者は、次に掲げるところにより、交通安全及び地域安全のための対策を講ずるものとする。

（1）市長の指示に従い、交通安全及び地域安全のための必要な施設を設置す

ること。ただし、市長が特に必要と認めるときは、本市を管轄する警察署と協議の上、道路標識及び道路標示に関する施設並びに防犯カメラ等地域安全に関する施設を設置すること。

- (2) 開発区域内外の通園路又は通学路について事前に市担当課及び関係機関と工事中の安全対策について協議し、園児、児童又は生徒の安全が確保できるよう対策を講じること。

(街区の構成)

第9条 開発事業者は、街区の構成を次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 街区を構成する1画地の最低敷地規模は、開発行為による場合は開発許可に関して奈良県が定める基準（以下「開発許可に関する県基準」という。）により、道路位置指定による場合は道路位置指定に関して奈良県が定める基準（以下「道路位置指定に関する県基準」という。）による。
- (2) 画地の地盤の高さは、次に掲げる事項を勘案し、市長と協議の上決定する。

- ア 当該画地の周辺道路の高さ
- イ 当該画地に隣接する土地の高さ
- ウ 流末の水路の状況
- エ 降雨時における冠水及び溢水状況
- オ その他周辺に影響を及ぼすと思われる事項

(法定外公共物の適正管理)

第10条 開発事業者は、大和高田市法定外公共物管理条例（平成16年条例第25号）に規定する法定外公共物において同条例第4条第1項第1号又は第2号に規定する行為をしようとするときは、開発事業を行うに当たり、同項の規定により市長の許可を受けなければならない。

第2節 公共施設

(道路)

第11条 開発行為により新設される道路は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 道路の構造は、開発許可に関する県基準を適用すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、当該道路が本市に帰属し、その管理を本市

が行う道路については、次の要件を必要とすること。

ア 道路の幅員は6メートル以上とする。ただし、開発区域の面積が1,000平方メートル未満で、かつ、開発区域の形状等により、当該幅員を確保することが困難な場合は、市長と協議の上、当該道路の幅員を決定すること。

イ 道路は通り抜けとする。やむを得ず袋路地となる場合は、最終袋路地に直径8メートル以上の円が内接できるもので市長が別に定める基準に適合する形状の転回広場を確保すること。ただし、開発区域の面積が1,000平方メートル未満で、開発区域の形状等により、当該転回広場を確保することが困難な場合は、市長と協議の上、転回広場に代わるものを作成すること。

2 道路位置指定により新設される道路は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 道路の構造は、道路位置指定に関する県基準を適用すること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、当該道路が本市に帰属し、その管理を本市が行う道路については、次の要件を必要とすること。

ア 道路の幅員は6メートル以上とする。ただし、開発区域の形状により、当該幅員を確保することが困難な場合は、市長と協議の上、当該道路の幅員を決定すること。

イ 道路は通り抜けとする。やむを得ず袋路地となる場合は、最終袋路地に直径8メートル以上の円が内接できるもので市長が別に定める基準に適合する形状の転回広場を確保すること。ただし、開発区域の形状により、当該転回広場を確保することが困難な場合は、市長と協議の上、転回広場に代わるものを作成すること。

3 開発区域に接続する道路は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発行為による場合は、開発許可に関する県基準によること。
- (2) 道路位置指定による場合は、道路位置指定に関する県基準によること。
- (3) 開発区域が3,000平方メートル以上の開発事業については、前2号の規定にかかわらず、街区を構成する画地と道路の境界を画地側へ後退さ

せて道路の幅員を6メートル以上確保すること。ただし、土地、道路等の状況により、当該幅員を確保することが困難な場合は、市長と協議の上、当該道路の幅員を決定することができる。

(公園及び緑地)

第12条 公園及び緑地の設置は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発行為による場合は、開発許可に関する県基準及び市長が別に定める基準によること。
- (2) 前号によらない公園及び緑地は、市長と協議の上開発許可に関する県基準及び市長が別に定める基準を適用すること。
- (3) 公園及び緑地の設置を必要としない開発事業は、空地に樹木等の植樹を行い、緑化の推進に努めること。

(雨水の排水施設等)

第13条 雨水の排水施設の設置は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 開発事業により影響を受けると思われる開発区域以外の区域（開発区域内に設置する同一の排水施設に流れ込む区域をいう。）も加えて、計画した施設であること。
  - (2) 開発事業の規模及び地形から降雨量を的確に把握し、放流先の処理能力を勘案した施設であること。
  - (3) 洪水、溢水等による災害を防止し、かつ、正常にその機能を維持できる施設であること。
  - (4) 排水施設の構造、流出量の算定及び流出断面の算定は、開発許可に関する県基準によること。
- 2 雨水の放流については、河川又は水路に接続して行うものとし、当該河川又は水路に關係する団体（以下「水利組合等」という。）及び地域住民等と十分に協議するものとする。
- 3 開発事業者は、大和川流域総合治水対策として、市長が別に定める開発事業に関わる雨水貯留指針（平成30年9月20日決裁）に従い、雨水流出抑制施設等を設置するものとする。ただし、大和川流域における総合治水の推進に関する条例（平成29年奈良県条例第13号）が適用される区域については、この限りでない。

#### (汚水の排水施設)

- 第 14 条 汚水の排水施設の設置は、次に掲げるところによるものとする。
- (1) 公共下水道に接続する汚水の排水施設は、大和高田市下水道条例（昭和 59 年条例第 24 号）及び大和高田市下水道条例施行規則（令和 7 年規則第 23 号）の定めるところにより、市長の指示に従い設置すること。
  - (2) 河川又は水路に接続する雨水及び雑排水（前号の排水施設により処理されるものを除く。以下この号において同じ。）の排水施設は、原則として、雨水排水と雑排水に分流する。この場合において、雑排水の排水施設は、暗渠（きょ）とし、河川の管理者又は一次放流先の水利組合等と十分に協議すること。
  - (3) 当該公共施設を本市に帰属する場合、マンホール蓋は、大和高田市型（別図）とすること。
  - (4) 将来、公共下水道の布設を予定されている区域の汚水の排水施設は、その布設管に接続できるスペースを確保して設置すること。
  - (5) 汚水の排水施設の構造及び汚水の流出量の算定は、開発許可に関する県基準によること。

#### (給水施設)

- 第 15 条 給水施設は、奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例（令和 7 年奈良県広域水道企業団条例第 35 号）及び奈良県広域水道企業団水道事業の給水及び水道用水供給事業の用水供給に関する条例施行規程（令和 7 年奈良県広域水道企業団規程第 39 号）の定めるところにより、市長の指示に従い設置するものとする。

#### (消防水利施設)

- 第 16 条 消防水利施設の設置は、奈良県広域消防組合開発行為に伴う消防水利施設等協議規程（平成 26 年 4 月 1 日奈良県広域消防組合消防長訓令甲第 19 号）により高田消防署長と協議の上、その同意を得るものとする。

### 第 3 節 公益施設

#### (公益施設の設置)

- 第 17 条 公益施設は、市長が別に定める基準により設置するものとする。ただし、定めのない事項については、市長と協議の上決定する。

(ごみ集積施設)

第 18 条 ごみ集積施設の設置は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 集合住宅におけるごみ集積施設は、収集作業によるごみの集積を行うための施設とし、その規模については、集合住宅の戸数により、市長と協議の上決定すること。
- (2) 集合住宅とそれ以外の用途を有する建築物におけるごみ集積施設は、集合住宅から出される家庭用ごみと、それ以外のごみを明確に区分できるごみ集積施設とすること。

(集会室)

第 19 条 集合住宅の集会室の床面積は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 50 戸未満の規模の集合住宅にあっては、集会室の床面積は市長と協議の上定める。
- (2) 50 戸以上 60 戸以下の規模の集合住宅にあっては、集会室の床面積は 50 平方メートル以上とする。
- (3) 61 戸以上 100 戸以下の規模の集合住宅にあっては、集会室の床面積は 70 平方メートル以上とする。
- (4) 101 戸以上の規模の集合住宅にあっては、集会室の床面積は市長と協議の上定める。

2 独立した居室が 1 室で 1 戸当たりの住戸専用面積が 40 平方メートル未満の集合住宅（以下「ワンルームマンション」という。）の集会室は、その戸数にかかわらず設置不要とする。

(駐車施設及び駐輪施設)

第 20 条 駐車施設は、次に掲げる基準で確保するものとする。

- (1) ワンルームマンション以外の集合住宅においては、1 戸に対して 1 台分以上の駐車施設を開発区域内に確保すること。ただし、建ぺい率 80% の開発区域においては、総戸数の 3 分の 2 以上の台数分を開発区域内に、残りの必要台数分を開発区域外で確保することができる。
- (2) ワンルームマンションにおいては、2 戸に対して 1 台分以上の駐車施設を開発区域内に確保すること。ただし、建ぺい率 80% の開発区域においては、総戸数の 3 分の 1 以上の台数分を開発区域内に、残りの必要台数

分を開発区域外で確保することができる。

- (3) 前2号以外の建築物においては、当該建築物の用途に関する法令等で定める基準で駐車施設を確保すること。ただし、法令等に定めのない場合は、市長との協議による基準で確保すること。

2 駐輪施設は、次に掲げる基準で確保するものとする。

- (1) 集合住宅においては、1戸に対して1台分以上の駐輪施設を開発区域内に確保すること。
- (2) 前号以外の建築物においては、当該建築物の用途に関する法令等で定める基準で駐車施設を確保すること。法令等に定めのない場合は、市長との協議による基準で確保すること。

#### 第4章 補則

##### (公共施設及び公益施設の帰属と管理)

第21条 開発事業者は、開発事業により新設する公共施設及び公益施設（以下この条において「公共公益施設」という。）を本市に帰属するものとする。ただし、事前協議において別段の定めをしたものについては、それを遵守するものとする。

- 2 前項の規定により本市に帰属することとなる公共公益施設については、開発事業に伴う公共公益施設の帰属及び管理に関する協定書（様式第3号。以下この条において「協定書」という。）により協定を締結するものとする。
- 3 開発事業により設置された公共公益施設の用に供する土地については、原則として第3条第1項第1号又は第2号に掲げる行為（以下この条において「開発行為等」という。）に関する工事完了等の公告の日の翌日において本市に帰属するものとする。
- 4 前項の帰属の手続については、工事完了検査後速やかに開発事業者において分筆登記（所有権以外の権利が登記されている場合は、その抹消登記を含む。）をし、大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱（平成27年告示26号）第6条に規定する寄附採納願を提出するものとする。
- 5 本市に帰属することとなる公共公益施設の管理については、公共公益施設の管理引継書（様式第4号）により、原則として開発行為等に関する工事完

了等の公告の翌日において本市に引き継ぐものとする。ただし、協定書の中で別段の定めをしたものについては、それを遵守するものとする。

6 開発事業者は、前項の規定により本市に引き継ぎした公共公益施設について引継日から1年間の契約不適合責任を負うものとする。ただし、協定書の中で別段の定めをしたものについては、それを遵守するものとする。

(開発事業の変更又は廃止)

第22条 開発事業者は、開発事業を変更又は廃止しようとするときは、市長と事前に協議し、開発事業変更届（様式第5号）又は開発事業廃止届（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(事前協議の省略)

第23条 国又は地方公共団体が行う開発事業においては、第4条の事前協議を省略することができる。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行前に、この要綱による改正前の大和高田市開発指導要綱の規定によりなされた開発事業の協議は、当該開発事業においてのみ効力を有する。

附 則（平成16年8月2日告示第81号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成17年7月12日告示第83号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成17年9月21日告示第117号）

この要綱は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成20年1月31日告示第5号）

この要綱は、平成20年2月1日から施行する。

附 則（平成23年9月30日告示第99号の2）

この告示は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成26年1月23日告示第6号）

(施行期日)

1 この告示は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大和高田市開発指導要綱の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた事前協議から適用し、施行日前になされた事前協議については、なお従前の例による。

附 則（平成27年3月4日告示第25号）

(施行期日)

1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大和高田市開発指導要綱の規定は、施行の日（以下「施行日」という。）以後になされた事前協議から適用し、施行日前になされた事前協議については、なお従前の例による。

附 則（平成29年3月31日告示第46号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、平成30年10月1日から施行する。

(施行期日)

1 この告示は、令和8年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の大和高田市開発指導要綱の規定は、この告示の施行の日以後に行われる事前協議の申請について適用し、同日前における事前協議の申請については、なお従前の例による。

3 この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の大和高田市開発指導要綱の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 開発事業事前協議申請書

年　月　日

大和高田市長　　宛

開発事業者住所  
氏名  
担当者連絡先

大和高田市開発指導要綱第4条第2項第1号の規定により、協議の申請をします。

開発事業の名称					
開発区域の所在	大和高田市			番地	
開発区域の用途地域		その他地域地区			
開発区域の面積	m <sup>2</sup>	※1 床面積合計	m <sup>2</sup>		
目的又は建築物の用途					
※2 要綱適用第3条	(1)	(2)	(3) ア イ	(4)	(5) (6)
※3 区画・戸数	区画	戸	※4 高さ・階数	m 階	
帰属する公共施設	道路	公園及び緑地	排水	公共下水道	消防 給水 その他 無し
帰属する土地の所在	大和高田市 番地				
帰属する土地の面積	m <sup>2</sup>	受付年月日	年 月 日		

1. ※1 建売分譲住宅以外の集合住宅・事務所・店舗等の面積を記入

※2 第3条の適用範囲に該当する号、全てに○を記入

※3 建売分譲住宅、集合住宅のみ記入

※4 建築物の高さが10m以上のもののみ記入

2. 提出図書は、「事前協議申請について」を参照してください。

# 開 發 事 業 協 議 報 告 書

上記のとおり協議しました。

				開発事業者 住所・氏名	
			開発事業者	設計者 氏 名 T E L	

様式第3号（第21条関係）

## 開発事業に伴う公共公益施設の帰属及び管理に関する協定書

大和高田市（以下「甲」という。）と\_\_\_\_\_（以下「乙」という。）  
とは、乙が開発事業を施行するに当たり大和高田市開発指導要綱（以下「要綱」という。）  
の規定による協議に基づき設置される公共公益施設（用地も含む。）の帰属及び管理について、要綱第21条第2項の規定により次のとおり協定を締結する。

### （開発事業の内容）

第1条 乙が施行する開発事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 開発場所 大和高田市  
(2) 開発面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>  
(3) 建築物の用途 \_\_\_\_\_

### （公共公益施設の帰属・管理の内容）

第2条 当該開発事業により設置される公共公益施設の帰属・管理の内容については、次の表のとおりとする。

公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積（m <sup>2</sup> ）	m <sup>2</sup>
概要	
公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積（m <sup>2</sup> ）	m <sup>2</sup>
概要	
公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積（m <sup>2</sup> ）	m <sup>2</sup>
概要	
公共公益施設の種類	
所在地	大和高田市
面積（m <sup>2</sup> ）	m <sup>2</sup>
概要	

(公共公益施設の用に供する土地の帰属手続)

第3条 当該開発事業により設置される公共公益施設の用に供する土地の帰属手続の時期については、開発工事完了検査後で各項目が完了した後とする。

2 乙は、前条の帰属する土地について、大和高田市公有財産規則第2条により所有権以外の権利を抹消の上所有権移転のための登記手続に必要な大和高田市道路用地寄附採納事務取扱要綱第6条に規定する各書類を速やかに甲に提出しなければならない。

3 甲は、前項の書類の審査後、奈良県に対し帰属手続に必要な書類の提出があった旨を伝え、検査済証又は位置指定通知の発行を行うよう連絡する。

4 第2項に要する書類、分筆及び公衆用道路等への地目変更に要する費用は、乙の負担とする。

(公共公益施設の管理)

第4条 第2条により甲が管理することとなる公共公益施設の管理引継ぎの時期については、別紙1のとおりとする。

2 乙は、当該施設の整備工事等完了後に「公共公益施設の管理引継書」の提出を行い引継ぎ検査を受け、維持管理の移管を行うものとする。ただし、検査により手直し等の指摘事項があった場合は、指摘事項完遂後検査の合格したときに維持管理を甲に移管するものとする。

(開発事業の譲渡及び権利義務の履行)

第5条 乙は、移管手続の完了前に開発事業に関する権利の全部又は一部を第三者に譲渡しようとするときは、甲と協議の上、乙においてその者にこの協定を履行させるものとする。

(疑義の決定等)

第6条 この協定に定められた事項に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲・乙協議の上決定し処理するものとする。この協定の証として本書2通を作成し、甲・乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

年　　月　　日

甲 大和高田市大字大中 98 番 4  
大和高田市  
大和高田市長

印

乙

印

別紙1

施設名	市への管理引継ぎの時期
道路 (位置指定道路を含む。)	市との協議の上 ( 年 月 日)
公園等	遊具等設置及び整備工事完了後引継検査合格時
排水施設	公共下水道施設 下水道施工事完了検査合格時
	他の排水施設 市との協議の上 ( 年 月 日)
水路橋	市との協議の上 ( 年 月 日)
調整池	市との協議の上 ( 年 月 日)
防火水槽	市との協議の上 ( 年 月 日)
消火栓・用地・ 初期消火用具・標識	市との協議の上 ( 年 月 日)
ごみ集積所	市との協議の上 ( 年 月 日)
公民館・集会所	市との協議の上 ( 年 月 日)
交通安全施設 (カーブミラー等)	市との協議の上 ( 年 月 日)
その他	市との協議の上 ( 年 月 日)

様式第4号（第21条関係）

## 公共公益施設の管理引継書

年　月　日

大和高田市長

宛

開発事業者住所

氏名

担当者連絡先

公共公益施設の施工については、下記のとおり完了しましたので管理の引継ぎをお願いします。

記

- |          |       |       |
|----------|-------|-------|
| 1 理由     | 協定番号  | 第 号   |
|          | 協定年月日 | 年 月 日 |
| 2 所在地    | 大和高田市 |       |
| 3 引継対象物件 |       |       |
| 4 引継検査   | 年     | 月 日   |

様式第5号（第22条関係）

## 開発事業変更届

年　月　日

大和高田市長

宛

開発事業者住所

氏名

担当者連絡先

大和高田市開発指導要綱第22条の規定により、開発事業の変更を届け出ます。

開発事業の名称			
開発区域の所在・地番	大和高田市	番地	
開発事業者 住所・氏名			
設計者 住所・氏名			
開発面積	m <sup>2</sup>		
事前協議年月日・番号	年	月	日 第 号
変更内容			
変更理由			

添付書類

位置図、変更に係る計画図面一式（変更前・変更後とも）、その他必要な書類

## 開発事業廃止届

年　月　日

大和高田市長

宛

開発事業者住所

氏名

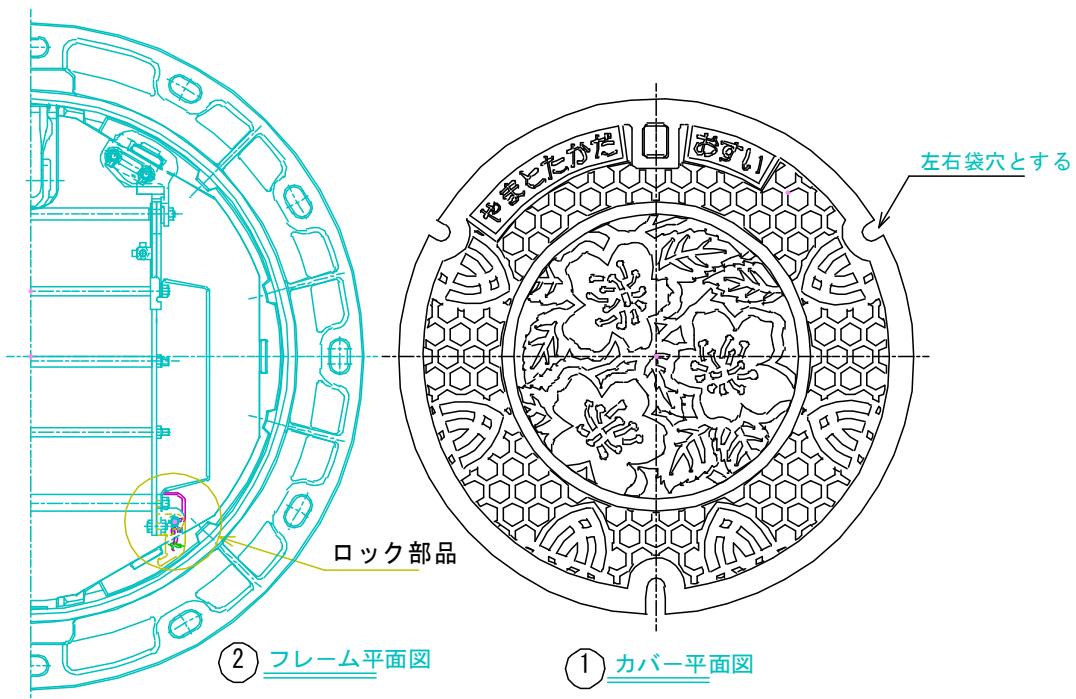
担当者連絡先

大和高田市開発指導要綱第22条の規定により、開発事業の廃止を届け出ます。

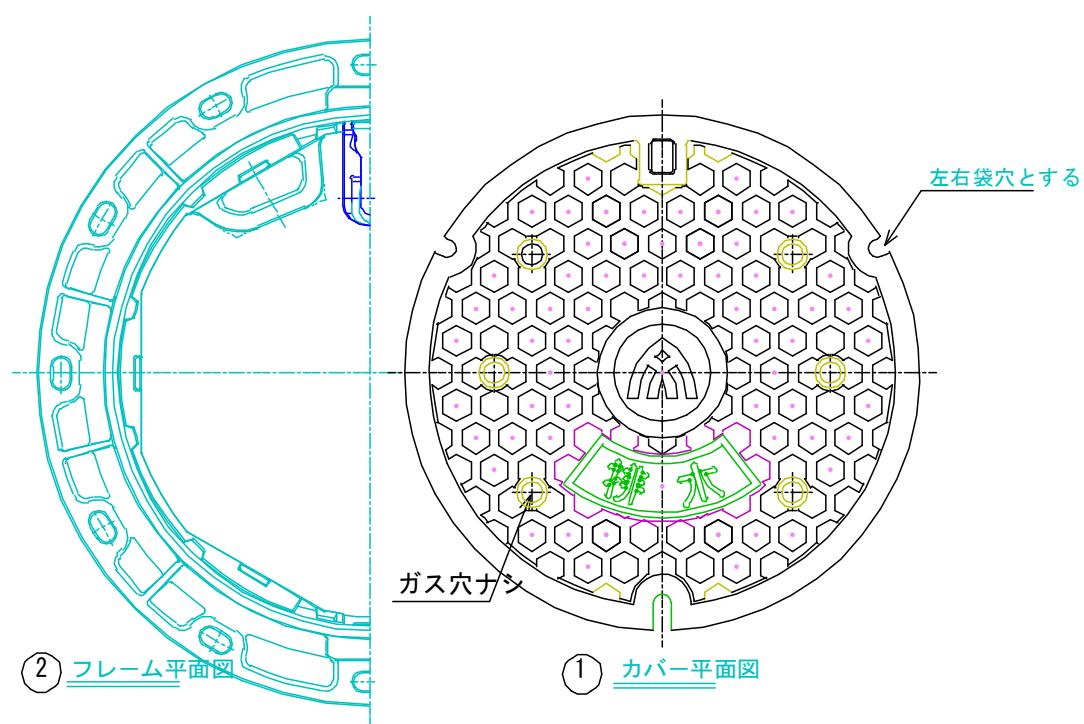
開発事業の名称			
開発区域の所在・地番	大和高田市	番地	
開発面積			
廃止年月日	年	月	日
事前協議年月日・番号	年	月	日 第 号
廃止理由			

## 人孔蓋平面図

### 公共下水道用



### 排水用



発行 大和高田市都市計画課  
奈良県大和高田市大字大中98番地4  
電話 0745-22-1101 内線3771